暮らしサポート

室内でも熱中症予防を心がけましょう

【事例1】
家族が午後2時時過ぎに帰宅すると、室内の冷房が止まっており、高齢の母親がベッド上でけいれんし意識がなかったため救急車を呼んだ。
（当事者：90歳代女性）

【事例2】
訪問介護に行ったところ、蒸し暑い室内で被介護者が倒れていた。意識がなかったので救急車を呼んだ。
（当事者：80歳代女性）

【ひとこと助言】
高齢者は室内で熱中症になるケースが目立ちます。エアコンや扇風機を上手に使用して、高温多湿にならないよう注意しましょう。

高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくくなっているため、自覚がないまま重症をなる傾向があり、より一層の注意が必要です。のどが渇いてから水やお茶を飲むのではなく、あらかじめ時間を決める等ルールを決めて意識的に水分をとるようにしましょう。

熱中症を疑う症状がある場合は涼しい場所に移動させ、衣服をゆるめて体を冷やし、水分と塩分を与えるようにしましょう。意識がない場合は救急車を要請しましょう。

テレビショッピング 契約条件をよく確認しましょう

テレビショッピングで、簡単に腹筋を鍛えることができるという健康器具を注文し、届いてすぐに試してみたが思ったようにできなかった。返品しようと業者に連絡すると「開封した場合、返品は受け付けられない」と言われた。「実際使ってみなければわからないではないか」と苦情を言ったが「返品についてはテレビでも伝えているし、同封してある書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。
（当事者：70歳代女性）

【ひとこと助言】
テレビショッピングでは、返品条件等について表示時間が短く、分かりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、返品条件や使い方等をよく確認してから注文しましょう。テレビショッピング等の通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うことになります。返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」等の条件があることもあり、注意が必要です。

「無料」のはずが6万円 廃品回収サービスのトラブル

「無料」とアナウンスしながらトラックで巡回している業者を呼び止め、廃品回収を依頼した。作業前に無料であることを確認したが、不用品を軽トラックに積み終えたとたん6万円を請求された。話が違うと抗議したが、「回収代金は無料だが、積み込み料金は発生する」と言われた。しつこく請求されたので、仕方なく手持ちの3千円だけ支払った。残金は近いうちに取りに行くと言われたが、支払わなければいけないのか。領収書もないし、業者の住所や電話番号もわからない。
（当事者：60歳代女性）

【ひとこと助言】
「無料回収」をうたって巡回している廃品回収業者に依頼しても、積み込み時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。

粗大ごみや不用品の処分は、お住いの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際は、市町村に確認しましょう。一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合があるので避けましょう。
（すべて国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋）

司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。8月31日(水)までにご予約ください。

◇**日時**　9月2日(金)午前9時30分～11時30分
◇**相談場所・受付**　美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇**村消費生活センター（消費生活相談全般）**
月・水・木・金　午前9時～正午、午後1時～4時
（終了30分前まで受付）☎029-885-7141（直通）
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
◇**消費者ホットライン（全国共通）**☎188（いやや）※3桁
◇**県警悪質商法110番（訪問販売・悪質業者等の相談）**
午前8時30分～午後5時15分☎029-301-7379